

○八王子市高尾 599 ミュージアム条例

平成 26 年 12 月 15 日

条例第 78 号

(設置)

第 1 条 高尾山を中心とした豊かな自然及び歴史に関する展示等を通じて、市民の自然及び歴史に関する知識の向上に資するとともに、人々の交流と地域のにぎわいの創出に寄与するため、高尾 599 ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 ミュージアムの位置は、次のとおりとする。

八王子市高尾町 2435 番地 3

(事業)

第 3 条 ミュージアムは、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高尾山の自然及び歴史についての資料の展示等に関すること。
- (2) 高尾山の自然及び歴史についての情報の提供に関すること。
- (3) 市民及び高尾山の来訪者の交流の促進に関すること。
- (4) 高尾山の来訪者への休憩の場の提供に関すること。
- (5) 高尾山周辺及び市内の名所旧跡その他の観光場所の紹介に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ミュージアムの設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第 4 条 ミュージアムには、展示施設、交流施設及び休憩施設(以下「ミュージアム施設」という。)を設ける。

(休館日)

第 5 条 ミュージアムの休館日は、設けないものとする。ただし、市長は、特に必要があると認めたときは、臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間等)

第 6 条 ミュージアムの開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

- (1) 4 月 1 日から 11 月 30 日まで 午前 8 時から午後 5 時まで
- (2) 1 月 1 日から 3 月 31 日まで及び 12 月 1 日から同月 31 日まで 午前 8 時から午後 4 時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めたときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第 7 条 ミュージアム施設のうち、交流施設及び休憩施設(以下「交流施設等」という。)を利用しようとする者(休憩施設にあっては、利用者に飲食等を提供しようとする者に限る。以下同じ。)は、市規則で定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認の際に、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の承認をしないものとする。
 - (1) ミュージアムの秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) ミュージアムの管理上支障があるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたとき。

4 第1項の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金)

第8条 交流施設等を利用しようとする者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者(第16条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第10条までにおいて同じ。)に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、交流施設にあつては利用申請の際に、休憩施設にあつては市規則で定める日までに支払わなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めたときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ミュージアムへの入場を拒み、ミュージアム施設及びこれに附属する設備(以下「施設等」という。)の利用を制限し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。

(2) 施設等を毀損し、又は毀損するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(利用承認の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流施設等の利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 利用の目的又は利用条件に違反したとき。

(2) この条例又はこれに基づく市規則に違反したとき。

(3) 災害その他の事故によりミュージアム施設の利用ができなくなったとき。

(4) 工事その他の都合により必要があるとき。

(5) 前各号のほか市長において必要があると認めたとき。

(原状回復義務)

第13条 交流施設等の利用の承認を受けた者は、当該交流施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償義務)

第 14 条 施設等を毀損し、又は滅失した者は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(販売行為の禁止)

第 15 条 何人もミュージアム及びその敷地内においては、市長の許可を受けずに物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。

(指定管理者による管理)

第 16 条 ミュージアムの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第 17 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他市規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

第 18 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査して最も適當であると認める者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) ミュージアムの設置の目的を効果的に達成することができるものであること。
- (2) 施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、ミュージアムの設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者の指定の取消し等)

第 19 条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関して市長がした指示に従わないとき。
 - (2) 前条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適當でないと認めるとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合で、市長が臨時にミュージアムの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。
- 3 前項の場合にあつては、第 8 条第 1 項及び第 3 項、第 9 条並びに第 10 条の規定を準用する。

(指定管理者の公表)

第 20 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、その指定を取り消したとき、又は管理の業務の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(指定管理者の業務)

第 21 条 市長は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第 3 条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 施設等の維持管理及び修繕(市長が指定する修繕を除く。)に関すること。

(3) 第7条第1項の規定により利用の承認をすること又は同条第3項の規定により利用の承認をしないこと。

(4) 第11条の規定により入場を拒み、利用を制限し、又は退場を命ずること。

(5) 第12条の規定により利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 前項の規定により指定管理者が行う業務に要する経費については、予算の範囲内において支払うものとする。

(連絡会)

第22条 ミュージアムの管理運営を円滑に進めるため、高尾599ミュージアム連絡会(以下「連絡会」という。)を設けることができる。

2 連絡会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成27年8月11日から施行する。

2 この条例の規定による指定管理者の指定に係る手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第8条関係)

種別	利用区分	金額(円)
交流施設	1時間までごと	1,000
休憩施設(利用者に飲食等を提供しようとする者が利用の承認を受けた区画)	全日	売上額に100分の30を乗じて得た額を上限とする。ただし、市規則で定める額を下限とする。